

移動支援事業 重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

本事業所では、利用者に対して障害者自立支援法に基づく移動支援におけるサービスを提供します。当サービスの利用は、原則として移動支援の利用決定を受けた方が対象となります。

法人名：合同会社Life—エイド

事業所名：Life—エイド

当事業所は丸亀市の登録を受けています。

1. 事業者の概要

会社名	合同会社Lifeーエイド
代表者名	谷本 有紀洋
本社所在地	香川県丸亀市川西町北 2102-1
電話番号	TEL 0877-83-3232 FAX 050-3094-9855
設立	2023年5月16日

2. 事業所の概要

事業の目的	お客様が居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、また尊厳をもって安心して生活していただけるよう配慮し、日常生活全般にわたる援助・支援を計画的に行うこととします。
事業所の名称	Lifeーエイド
事業所の所在地	丸亀市川西町北 2102-1
事業所の電話番号	0877-83-3232
通常の実業の実施地域	丸亀市（島しょ部を除く）
サービスの主たる対象者	身体障害者 知的障害者 障害児（18歳未満の身体障害者、知的障害者及び精神障害者） 精神障害者
営業日・時間	月曜日～金曜日 8：30～17：30 ※連絡体制 携帯電話等により、24時間常時連絡が可能な体制を取っています。
サービス提供日・時間	月曜日～日曜日 7：00～22：00 （ただし、1月1日を除く。）
指定年月日	令和6年6月1日

運営の方針	「信用一番」 福祉サービスを必要とされる、すべての方により良いサービス提供に努め、住み慣れた街で安心・安全をサポートすることです。スタッフは積極的な教育を行い、常にプロ集団を目指します。さらに、地域社会と連携しお客様の生き甲斐を創造します。
事業所が行う他の障害福祉サービス	居宅介護 3712003106号（令和5年9月1日指定）

3. 事業所の職員体制

職種	常勤（人）	非常勤（人）
管理者	1	
サービス提供責任者	4	0
従業者	常勤換算 2.5人以上	

4. サービスの内容

- 利用者等に対するサービスは、利用者の希望により次のとおり区分されるものとします。

個別支援	利用者の外出における個別への支援を行います。
------	------------------------

- 本事業所は、次の各号に掲げる支援をすべて行うものとします。
 - ア 外出時の利用者の健康面の管理
 - イ 外出の準備に伴う支援（整容、手荷物準備等）
 - ウ 外出に伴う支援
 - エ 外出中及びその前後における他者とのコミュニケーションに係る支援等
 - オ 外出から帰宅した直後の対応支援（荷物整理等）

5. 利用料金

(1) サービスにかかる利用料

移動支援サービス料金 30分当たり 100円

※生活保護法による保護を受けている世帯及び市町村民税非課税世帯(利用決定者が18歳以上の場合は、本人(配偶者がいる場合は、当該配偶者を含む)が市町村民税非課税であれば足りる)は無料となります。

※丸亀市が2人派遣の決定をした場合は、利用者の同意のもとヘルパー2人を同時派遣しますが、その場合の費用は2人分となり、利用料も2倍になります。

(2) サービス利用にかかる実費負担額

サービス提供に要する下記の費用は、補助金の対象ではありませんので、実費をいただきます。

ア 交通費

イ 娯楽施設等の入場料

ウ ガソリン代

(3) 利用料及び実費負担額のお支払い方法

前記(1)及び(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月26日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用状況に基づいて計算した金額とします。)

ア. 集金

イ. 下記指定口座への振り込み

百十四銀行 宇多津支店 普通預金 0801850

合同会社Life-エイド 谷本 有紀洋

ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし

(4) キャンセル・キャンセル料

ア 利用予定日の前に、利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日17時30分までに事業者へ申し出て下さい。

イ 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等やむをえない場合に限り取消料はいただきません。

当日サービス利用 2 時間以内前	一律 300 円
訪問時キャンセル	一律 500 円

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) 地域生活支援事業利用者証の確認

「住所」及び「利用料額」など利用者証の記載内容に変更があった場合は速やかに従業者にお知らせください。また、担当従業者が利用者証の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

(2) 従業者の禁止行為

従業者はサービスの提供にあたって次に規定する行為等を行いません。

ア 医行為

イ 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり

ウ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受

エ 利用者の配偶者又は2親等以内の親族（姻族を含む。）によるサービス

オ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為

（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）

カ 通院

キ 通勤又は営業活動等の経済活動に係る外出

ク 通園又は通学（保護者のやむを得ない事情により丸亀市長が利用を認めた場合を除く。）

ケ 法令や国の要綱・通知等により、施設等が行うこととされている送迎

コ 事業者、法に定める他の事業を行う者又は障害者福祉作業所が主催する活動への参加のための外出

サ 社会通念上適当でない外出

シ 前各号の定めのほか、通年かつ長期に渡る外出

7. サービス実施の記録について

(1) サービス実施記録の確認

本事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者にその内容のご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、サービス提供ごとの記録は、サービス提供日より5年間保存します。

(2) 利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。)

8. 緊急時における対応方法

現にサービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変、サービス提供による事故が生じた場合その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医及び家族にご連絡します。なお、ご家族が不在の場合等、必要に応じて下記の緊急連絡先へ速やかにご連絡します。

9. 損害賠償保険への加入

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 三井住友海上火災保険株式会社

保険名 福祉事業者総合賠償責任保険

補償の概要 身体障害・財物損壊共通 1億円

10. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者（児）施設における虐待の防止について」（平成17年10月20日障発第1020001号厚生労働省社会援護局障害保健福祉

部長通知) に準じた取扱いをするとともに、下記の対策を講じます。

ア 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者・谷本 有紀洋
-------------	------------

イ 成年後見制度の利用を支援します。

ウ 苦情解決体制の整備をしています。

エ 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

11. 個人情報の保護について

事業者は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守するとともに、下記の取り扱いをします。

ア 職員は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するものとします。

イ 職員であった者に、業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。

ウ 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとします。

12. 相談窓口及び苦情対応窓口

(1) サービスに関する相談、苦情及び要望等（以下「苦情等」）については下記の相談の窓口にて対応いたします。苦情等については真摯に受け止め、誠意を持って問題解決に望み、対応内容はこれを記録及び保存し常に居宅サービス事業者としてサービスの質の向上に努めます。

(2) 相談・苦情窓口

①事業所の苦情等の窓口及び相談責任者は下記の通りとなります。

お客様相談窓口（苦情受付窓口）	サービス提供責任者・近藤 麻耶
苦情解決責任者	管理者・谷本 有紀洋
電話番号/FAX 番号	0877-83-3232 / 050-9034-9855
受付時間	8時30分より17時30分まで（月曜～金曜）

②公的機関等による苦情受付窓口は下記の通りとなります。

丸亀市福祉課	TEL：0877-24-8805	午前8：30～午後5：15まで
福祉サービス運営適正化委員会	TEL：087-861-1300	午前9：00～午後5：00まで

14. 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

移動支援事業におけるサービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所 Life-aid

説明者職名 管理者 氏名 谷本 有紀洋